

## 研究セキュリティに関するアンケート（ひな形）

事業やPOの運営方針などの理由により、用語（PI、Co-PIなど）・項目が変更されることがあります。

### ○提案情報

研究代表者氏名	
所属機関・部署・役職	
研究課題名	

### ○アンケート

#### 1. 提案している研究体制について

提案している研究体制に含まれるすべてのメンバー（研究代表者（PI）、主たる共同研究者（Co-PI）、および研究参加者（現時点で確定している者））について回答ください。

（1）提案している研究体制に以下の者が含まれていますか。

- ・ 安全保障貿易管理における「非居住者」<sup>ii</sup>（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人など）または「特定類型」<sup>iii</sup>に該当する者（例：日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国政府の人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）<sup>iv</sup>。

該当性判断は、安全保障貿易管理で定められているものと同じ<sup>v</sup>とします。

- ・ 経済産業省が公表している外国ユーザーリスト<sup>vi</sup>（以下、「外国ユーザーリスト」とする。）あるいは米国の統合スクリーニングリスト<sup>vii</sup>（以下、「米国CSL」とする。）に登録されている機関に所属している者。またはそれらの機関の研究者と過去2年の間に、共同研究・受託研究の実施または共著論文の執筆・公表や学会等での連名の口頭発表を行っている者。

該当性判断は、既に入手している情報および自己申告や公開情報を通じて通常把握しうる情報の範囲に基づくこととします。

含まれている       含まれていない      （いずれか選択）

（2）提案している研究体制に以下の者が含まれていますか。

- ・ 経済安全保障や安全保障の観点から問題のある行為（営業秘密<sup>viii</sup>の不正な取

得・使用・開示行為、国内外の輸出入規制に関する違法行為)を行ったことのある者、またはこれらに関して第三者から告発されたまたは当局から起訴されたことのある者。

該当性判断は、既に入手している情報および自己申告や公開情報を通じて通常把握しうる情報の範囲に基づくこととします。

<input type="checkbox"/> 含まれている	<input type="checkbox"/> 含まれていない	(いずれか選択)
<input type="checkbox"/> その他 <sup>ix</sup> ( )		

- (3) 今後、現時点では未確定のメンバーの決定を含め、新たなメンバーを追加する際は、(1)および(2)に該当しないかをチーム・機関で確認し、これらに該当する者であっても追加したい場合は、JST へ事前相談してください。その場合、リスク軽減策をとるよう、あるいは追加を検討しているメンバーの研究参加の内容・範囲について、JST が調整を要請することがあります。

<input type="checkbox"/> 記載内容に従います
------------------------------------

## 2. 研究体制に含まれない国内外の協力機関・研究者について

- (1) 提案内容を実施するにあたって、提案における研究体制の他に国内外の協力機関・研究者など(以下、「協力機関など」とする。)\*がありますか。あるいはそのような協力機関などが生じる可能性がありますか。

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	(いずれか選択)
-----------------------------	------------------------------	----------

### 【(1)で「はい」の場合】

- (2) 当該の協力機関などと研究体制に含まれる研究機関の間では、JST と研究機関が締結する委託研究契約に反しない範囲で秘密保持契約あるいはその条項を含む共同研究契約等を締結する必要があります。またサンプル供与などの協力においても注意すべき事項があります。

(必ずチェックする)
<input type="checkbox"/> 提案の研究における <u>共同研究や測定・分析・加工の外注などのために、独自のサンプル・装置・データなどを協力機関などに供与</u> するときは、それらにアクセス可能な者のリストを作成し、当該リストに掲載された者以外には事前承諾なく渡らないことを協力機関などと確約する。
-----

(いずれか選択)

- 既に秘密保持契約あるいはその条項を含む共同研究契約等を締結している。
- 現在は締結していないが、今後締結することを約束する。

【(1) で「はい」の場合】

- (3) 当該の協力機関などについて、以下の該当の有無について回答ください。  
該当性判断は、既に入手している情報および自己申告や公開情報を通じて通常把握しうる情報の範囲に基づくとします。

(該当するものを選択)

- 当該の協力機関などが米国 CSL に登録されている。
- 当該の協力機関などが外国ユーザーリストに登録されている。
- 当該の協力機関などが経済安全保障や安全保障の観点から問題のある行為（営業秘密の不正な取得・使用・開示行為、国内外の輸出入規制に関する違法行為）を行ったことがある、またはこれらに関して第三者から告発された、あるいは当局から起訴されたことがある。
- 当該の研究者が当該の協力機関以外の機関にも所属しており（兼業など）、かつその機関が米国 CSL あるいは外国ユーザーリストに登録されている機関である。
- その他<sup>xi</sup> ( )  
-----
- 当該の協力機関・研究者は、上記のいずれにも該当しない。

【(1) で「はい」の場合】

- (4) 今後、国内外の協力機関などが新たに生じる際は、「2.(3)」の質問事項に該当しないかをチーム・機関で確認し、これらに該当しても協力機関などとした場合は、JST へ事前相談してください。その場合、リスク軽減策をとるよう、あるいは追加を検討している国内外の協力機関などの研究協力の内容・範囲について調整を要請することがあります。

- 記載内容に従います

### 3. リスク軽減策について

【「1. (1) (2)」が「含まれている」の場合、または「2. (3)」に該当がある場合】

- (1) 「1. (1) (2)」に該当する者がチームに含まれる場合、または、「2. (3)」に該当する国内外の協力機関などがある場合は、それぞれのリスクに応じたリスク軽減策をとることが必要となります。研究セキュリティを確保するために、どのようなリスク軽減策をとりますか。

(複数回答可能)

- 研究セキュリティにかかる特定研究情報<sup>iii</sup>の管理体制を整備し、その責任者や問題が発生した際の連絡体制や対応ルールを整備する。

- 電子的アクセスの制限：「特定研究情報に係るデータ・成果が創出される可能性のある研究項目」における電子的情報を対象に、研究遂行上、必要最低限のアクセス可能な人のリストを作成し、そこに掲載された者のみがアクセス可能となるようにする（フォルダアクセス権の設定等）。

→上記に該当する研究項目（研究提案書から抜粋）

（ ）

- 物理的アクセスの制限：「散逸・模倣された場合、特定研究情報に係る重大な意味を有すると考えられる研究資材や研究基盤（実験室、装置等）」を対象に、アクセス可能な人のリストを作成し、そこに掲載された者のみがアクセス可能となるようにする（ID・生体認証等）。

→上記に該当する研究資材や研究基盤（実験室、装置等）

（ ）

- データ・マネジメントプラン（DMP）を作成し、それに基づき特定研究情報へのアクセス管理を行う。

- その他

〔  
・ ~~~~~  
~~~~~。〕

(注1) その他のリスク軽減策としての参考例 (これらに限りません)

- ・ 特定研究情報を扱う情報端末については、ウイルス対策ソフトウェアやフルスキャン等の対応をルール化し管理する。
- ・ 特定研究情報については、セキュリティレベルの高いクラウドに集約し、暗号化やアクセスログの記録を行う。外部電磁記録媒体での保管は行わない。
- ・ 提案している研究体制内の情報のやりとりも、アクセス可能な者を限定した上で、当該クラウドを介して行なう。
- ・ 特定研究情報は紙媒体に限定し、施錠された部屋に専用の保管庫を設置して保管する。部屋・保管庫の鍵は責任者のみが保有する。入退室者は記録に残す。
- ・ 特定の部屋への入室時は、情報の閲覧のみに限定し、筆記用具やカメラ等の所持を管理する。
- ・ 特定研究情報が掲載された資料については、目録管理し指定したシュレツダーで処分する。

(注2) 研究メンバーが、外国ユーザーリストに登録されている機関に所属している者との人間関係を有する場合も、招待講演等を通して意図せず特定研究情報が漏洩することがないように情報管理することが重要です。

(2) 上記の回答について実行可能であることを、チーム・機関に確認しておく必要があります。

実行可能であることを確認しました

以上すべての記載事項について、

- 研究チームの主たる共同研究者の同意を得ました。
- 研究代表者および主たる共同研究者の所属機関の担当部署の確認を得ました。

(注) 研究開始のためには、両方にチェックが入っていることが必要です。

- 
- i 「1. (1) および (2)」では、提案している研究体制のメンバーに限らず、PI もしくは Co-PI の研究室に現在所属している者についても回答に含めてください。
- ii 「非居住者」の内容については、安全保障貿易管理で定められているものとします（参照：外国為替及び外国貿易法、「外国為替法令の解釈及び運用について」（財務省））。
- iii 「特定類型」の内容については、「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省 貿易経済協力局）および「「みなし輸出」管理の明確化に関する Q&A」（経済産業省ウェブサイト [https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law\\_document/minashi/minashiqa3.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/minashi/minashiqa3.pdf)) を参照ください。
- iv 出典：経済産業省「令和 5 年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会」における「安全保障貿易管理制度の概要」（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/seminer/r5/meti5.pdf>）。
- v 「特定類型」の該当性判断については、「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（経済産業省 貿易経済協力局）の「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」（別紙 1 - 3）を参照ください。
- vi 外国ユーザーリストについては、経産省のウェブサイト（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html>）を参照ください。更新された場合はそのページを確認し、最新版を利用してください。
- vii 米国の統合スクリーニングリスト（CSL(Consolidated Screening List)）については、米国商務省国際貿易局のウェブサイト（<https://www.trade.gov/consolidated-screening-list>）を参照ください。また、JETRO に「米商務省国際貿易局 統合スクリーニングリスト（CSL）の利用ガイド（2022 年 12 月）」が掲載されているので参照ください。
- viii 「営業秘密」については、「株式会社等の営利事業を行っている組織に限らず、地方公共団体や国、大学や研究機関等であっても、事業活動を行う者である限り、営業秘密保有者となり得る」とされている（逐条解説 不正競争防止法 令和 6 年 4 月 1 日施行版（経済産業省 知的財産政策室編））。詳細は、経済産業省の不正競争防止法の関連サイトを参照ください（<https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/index.html>）。
- ix その他の懸念事項（出身の組織（学科・研究室を含む）のウェブサイト等から軍事研究への関与が疑われる情報が確認できる場合等）がありましたらその内容を記載ください。
- x 大学などの研究機関の他、測定・分析・サンプル加工などの外注先機関も含まれます。
- xi その他の懸念事項（出身の組織（学科・研究室を含む）のウェブサイト等から軍事研究への関与が疑われる情報が確認できる場合や、懸念機関から出資を受けていることが明らかな場合等）がありましたらその内容を記載ください。
- xii 経済安全保障や安全保障の観点から、経済・社会的にインパクトが大きく、公表に至っていない、極めて注意を要する研究情報・ノウハウ。研究期間中は要素技術の研究にとどまるものや、社会実装に足る技術成熟度に達すると見込まれない研究項目は含まれません。